

第54期（令和5年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県特定（熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業）最低賃金専門部会（第3回）議事要旨

1 日 時 令和5年10月11日（水）10時00分～12時00分

2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階大会議室

3 出席者

公益代表委員	出席3名（定数3名）
労働者代表委員	出席3名（定数3名）
使用者代表委員	出席3名（定数3名）
事務局	出席5名

4 議題

- （1）金額審議
- （2）その他

5 議事要旨

（1）金額審議

ア 前回の使用者側の金額再提示に続き、公労協議が行われたあと、労働者側の金額提示が行われた。

【労働者代表委員の金額の根拠】

- ・ 前回と同様。

【提示した金額の乖離額】

- ・ 15円

イ 労使間意見交換、公労使協議が行われたが、労使の提示金額が一致しないことから、公益側から+34円の金額提案が行われた。

【公益代表委員の金額の根拠】

- ・ 令和5年主要企業春季賃上げ要求・妥結状況の同産業（造船・自動車）の賃上げ率を参考とし、影響率を勘案した。労働者側に対して、主要企業の春闘の成果をもとに算出することで、未組織労働者へのその成果の波及効果となる。使用者側に対して、人手不足という問題に対して、産業として労働者の雇用継続や新規雇用を確保するには、ある程度一定の水準は求められる中で、産業

全体の今後の見込みも明るい基調が見られており、国による事業者に対する助成金等の支援策も予定されていること。これらを複合的に考慮した。

ウ 公益側が提案する額に対する労使双方の意見。

【労働者代表の見解】

・ 賃上げ額としては不足であるが、一つの妥協点として承諾する。

【使用者代表の見解】

・ 厳しい状況ではあるが、その額でまとまるのであれば承諾する。

エ 「引上げ額34円の965円」として全会一致で結審した。

(2) その他

全会一致で結審したことから、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会長から労働局長に対する答申文が作成された。